

委員会提出議案第2号

産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月26日 提出

提出者 総務委員会

委員長 井上 勝彦

## 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書

現在、橋本市恋野地区内に民間事業者による産業廃棄物の安定型最終処分場の設置が計画されている。

国民生活の向上、多様化と産業活動の拡大に伴い、そこから排出される廃棄物処理の問題については、今や地方自治体にとって重要な課題となっている。

特に、産業廃棄物については本市域内においても毎年県外から大量に搬入されている現状にあり、自然環境の保護、生活環境の保全に重大な障害をもたらすことが懸念されている。

本市は、「豊かな水や緑の自然とふれあえるまちづくり」を目指して自然との調和のもとに安全で快適な生活基盤の整備を進めているところであるが、最終処分場が設置されることで本市の将来に禍根を残すことも大いに考えられ憂慮に堪えないところである。

また、本市同地区内には過去に違反行為を繰り返し、県から操業停止処分を受けた処分場が、いまだ後処理問題も解決されないまま放置されており、地元住民は和歌山県に対し強い不信感を抱いている。これらの問題が未解決の中、同地区内に新たな最終処分場が設置されることは断じて認めることはできない。また、道義的にも許されることではない。

よって、県におかれましては、以上の状況を勘案し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 和歌山県知事